

各小委員会の検討状況について

令和6年3月

経済産業省産業保安グループ

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

中央鉱山保安協議会

産業構造審議会

地域経済
産業分科会

通商・貿易
分科会

保安・消費生活用
製品安全分科会

製造産業
分科会

...

大谷 英雄
分科会長

産業保安基本
制度小委員会

山田 泰広
小委員長

水素保安
小委員会

大谷 英雄
小委員長

高圧ガス
小委員会

辻 裕一
小委員長

ガス安全
小委員会

澁谷 忠弘
小委員長

液化石油ガス
小委員会

大谷 英雄
小委員長

電力安全
小委員会

白井 康之
小委員長

火薬
小委員会

緒方 雄二
小委員長

製品安全
小委員会

三上 喜貴
小委員長

保安検査
規格審査
WG

ガスシステム
改革保安
対策WG

電気保安制度WG

電気保安人材・技術WG

新エネルギー発電設備事故対応・構
造強度WG

合同電力レジリエンスWG

電気設備自然災害等対策WG

令和元年度台風15号における鉄塔
及び電柱の損壊事故調査検討WG

特別検討
WG

火工品検討
検討WG

火薬類保安
WG

電気用品整
合規格検討
WG

消費経済審議会

割賦販売部会

特定商取引部会

製品安全部会

高圧ガス小委員会（辻 裕一小委員長（東京電機大学工学部教授））

主な検討事項

（①認定高度保安実施者制度について【報告・審議】）

- 令和5年12月21日に施行された認定高度保安実施者制度の高圧ガス保安法における運用等について報告予定。
- 認定高度保安実施者（A認定事業者）が保安検査の際に利用可能な民間規格を検討・評価する機関（民間規格評価機関）の承認に係る審議を実施予定。

（②高圧ガス事故の状況、重大事故及び法令違反件数について【報告】）

- 令和5年度の高圧ガス事故の報告・フォローアップを実施予定。加えて、直近5年間の高圧ガスの重大事故、高圧ガス保安法の認定事業所（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者）の法令違反について報告予定。

（③高圧ガス保安分野に関する取組状況【報告】）

- 高圧ガス保安分野における、「規制改革実施計画」を踏まえた規制見直しの取組（水素スタンド・燃料電池自動車関連）、例示基準及び基本通達の見直し等の状況、バルクローリーに関する地方分権提案対応状況などについて報告予定。

（④水素保安の取組状況【報告】）

- 水素保安小委員会等における大規模な水素等の利活用を見据えた安全・安心な環境整備を進めるための課題・施策の議論の状況や、低炭素水素等の供給・利用の拡大に向けた水素社会推進法（案）における高圧ガス保安法の特例の内容について報告予定。

令和5年度 開催実績

- 令和6年3月21日（第26回）（予定）

(参考) 認定高度保安実施者制度の施行について

- 認定高度保安実施者制度の施行に伴い、高圧ガス保安法の政省令、告示改正等を実施。(令和5年12月21日施行)

<主な関係法令等の改正等とその概要>

【政令】高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)の改正

- 認定高度保安実施者等の認定の有効期間を規定。

【政令】高圧ガス保安法関係手数料令(平成9年政令第21号)の改正

- 認定高度保安実施者制度における認定又はその更新を受ける者が支払うべき手数料について実費を勘案した額を規定。

【省令】コンビナート等保安規則(昭和61年省令第88号)等の改正

- 認定制度に係る手続きや認定の基準(①経営トップのコミットメント、②高度なリスク管理体制、③テクノロジーの活用、④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応に係る基準)を規定するとともに、認定事業者に対する各種特例等(製造施設の位置・設備等の変更の手続きや危害予防規程・保安人員に関する手続等)について規定。

【告示】認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準(令和5年告示第166号)(新設)

- 認定高度保安実施者の認定に関する保安管理システムに係る一般要求事項などを規定。

【通達】認定高度保安実施者の認定について(20231213保局第1号)(新設)

- 認定高度保安実施者の認定に係る製造施設等の解釈や、認定申請者の欠格事由など規定。

【通達】認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について(20231213保局第2号)(新設)

- 認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査や認定基準の詳細などを規定。

【通達】民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)(20231213保局第3号)(新設)

- 民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを規定。

(参考) 令和6年度スケジュールについて

- 令和6年度の認定に係るスケジュールは以下のとおり。申請書の受付は2週間、現地調査の候補日は5週間を目処として一定の期間を確保する。
- このほか、申請者からの事前相談は随時受け付ける。

<認定高度保安実施者の認定スケジュール（令和6年度）>

	申請書の提出	現地調査	検討会※ (審査会審査)	認定の目安
第1回	4月第1週～ 4月第2週	5月第2週～ 6月第2週	7月中旬	8月以降
第2回	7月第1週～ 7月第2週	8月第1週～ 9月第2週	10月中旬	11月以降
第3回	10月第1週～ 10月第2週	11月第2週～ 12月第2週	令和7年 1月中旬	令和7年 2月以降
第4回	1月第2週～ 1月第3週	2月第2週～ 3月第2週	令和7年 4月中旬	令和7年 5月以降

※「高圧ガス高度保安認定検討会（仮称）」

ガス安全小委員会（澁谷 忠弘小委員長（国立大学法人横浜国立大学教授））

主な検討事項

（①ガス安全高度化計画2030のフォローアップについて）

- 2030年の死亡事故ゼロに向けて策定した「ガス安全高度化計画2030」について、アクションプランに基づき各実施主体（国、事業者、製造者）が実施した取組みを報告。

（②認定高度保安実施事業者制度について）

- 令和5年12月21日に施行された認定高度保安実施事業者制度について報告をするとともに、当該認定制度に基づき認定を受けた事業者について、法律に規定する事項に対し措置されているインセンティブに加えて、省令以下の規定事項についても、認定事業者に対するインセンティブとして措置することについて審議を実施。

（③規制見直しについて）

- 「ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し」、「供給ガスの熱量変更（通達）及び関連文書の廃止」及び「開放燃焼式小型ガス瞬間湯沸器（不完全燃焼防止装置あり）の周知の見直し」について審議を実施。

（④大臣特認制度のワーキンググループの設置について）

- 第28回ガス安全小委員会で審議した「大臣特認制度」について、申請を審査するワーキンググループの設置、大臣特認制度の審査対象とする技術基準の規定等について審議を実施。

令和5年度 開催実績

- 令和6年 2月 7日（第29回）
- 令和6年 3月11日（第30回）

(参考) ガス安全高度化計画2030について

- ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 製造段階の対策

- 高経年設備対応
- ・継続的な検査の着実な実施
- 特定製造所の供給支障対策
- ・作業ミス低減のための教育・訓練

2. 供給段階の対策

- 他工事事故対策
- ・他省庁とも連携した啓発活動の強化
- 自社工事事故対策
- ・作業ミス低減のための教育・訓練
- ガス工作物の経年化対応
- ・経年管対策の着実な推進

3. 消費段階の対策

- 機器・設備対策
- ・安全型機器等のさらなる普及拡大
- ・業務用機器等の安全性向上
- 周知・啓発
- ・非安全型機器等の取替のすすめ
- ・換気励行のお願い
- ・業務用機器等のメンテナンスのお願い
- ・関係事業者への周知・啓発
- その他
- ・自主保安の取組公表促進

4. 災害対策

- 地震対策
- ・設備対策、緊急対策、復旧対策の着実な実行
- ・教育・訓練の継続による不測の事態への対応能力の向上
- 台風・豪雨対策
- ・迅速な被害情報の把握
- 災害・事故対策
- ・臨時製造訓練の実施

5. その他

- 保安人材育成
- スマート保安の活用
- 監視・制御システムのセキュリティ対策
- 水素インフラへの動向把握

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

安全高度化指標

2030年時点
〔件/年〕

全体	死亡事故	0~1件未満
	人身事故	20件未満
消費段階	死亡事故	0~0.5件未満
	人身事故	CO中毒 5件未満 CO中毒以外 10件未満
供給段階	死亡事故	0~0.2件未満
	人身事故	5件未満
製造段階	死亡事故	0~0.2件未満
	人身事故	0.5件未満

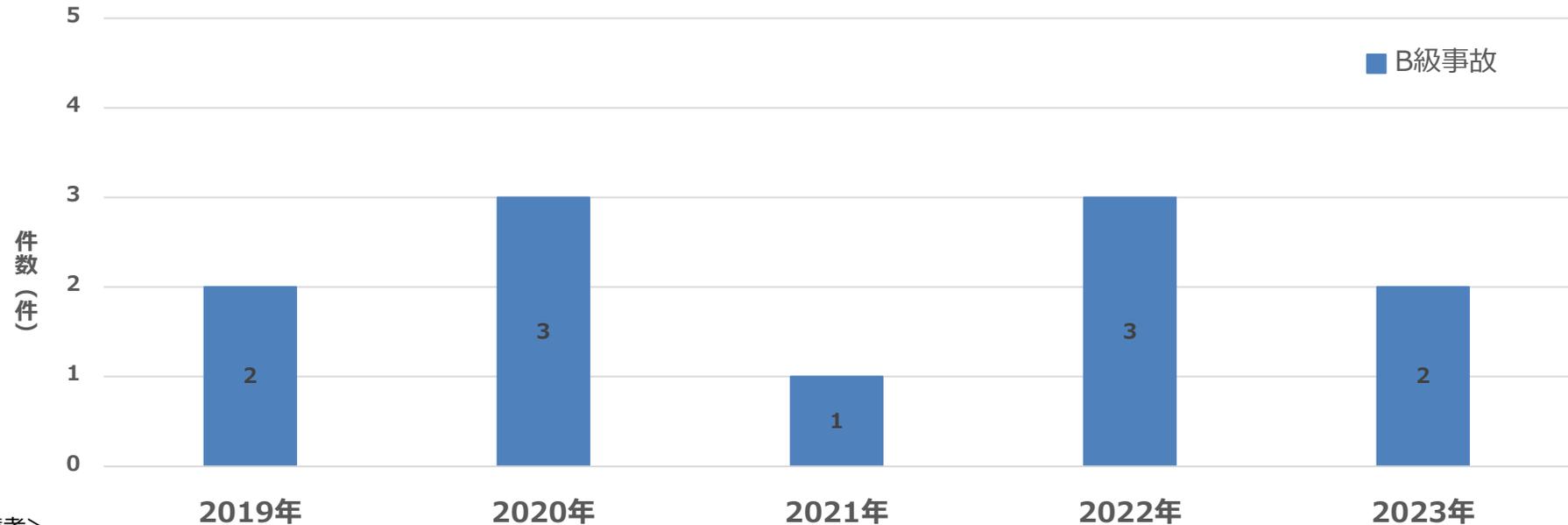
基本的方向

- ①各段階における対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・向上
- ③保安人材の育成
- ④需要家に対する安全教育・啓発

(参考) ガス事業法における重大事故について

- ガス事業法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で11件発生。

※A級事故は発生無し。



<備考>

- A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和4年4月）より）
【供給支障関連】①時間断面で50万戸以上の供給支障、②東京23区内のみで時間断面で25万戸以上の供給支障
【人身事故その他関連】①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの
※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。
- B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和4年4月）より）
【供給支障関連】①時間断面で5000戸以上の供給支障
【人身事故その他関連】①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの
※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

主な検討事項

（①液化石油ガス安全高度化計画2030のフォローアップについて）

- 2030年の死亡事故ゼロに向けて策定した「液化石油ガス安全高度化計画2030」について、アクションプランに基づき各実施主体（国、都道府県等、LPガス事業者、第三者機関、関係事業者等）が実施した取組みを報告予定。

（②規制見直しについて）

- 「液化石油ガス保安分野におけるデジタル化の取組に伴う規制見直し」について検討を実施し、検討結果を報告予定。

（③バルクローリーに関する地方分権提案対応について）

- 令和3年度地方分権提案があったバルクローリーの許可等について、事務手続きの合理化を行い許可審査等に係る手数料の低減を図ることとし、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を改正（公布：令和5年12月6日、施行：令和6年4月1日）するとともに、関係する許可等事務手続きの手数料の考え方を示す運用通達を関係自治体等に発出（令和6年2月29日）したことについて報告予定。

令和5年度 開催実績

- 令和6年 3月19日（第18回）（予定）

(参考) 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化 ・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

基本的方向

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・強化
- ③ 事業者等の保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

(参考) 液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で3件発生している。
- 2022年～2023年は重大事故が発生していない。

<液化石油ガス法における重大事故の件数推移>



<備考>

・A級事故（液化石油ガス事故対応要領（令和4年6月）より）

L Pガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 死者5名以上のもので、② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの、③ 死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの、⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（※1）と認められるもの」も要件。（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

・B級事故（液化石油ガス事故対応要領（令和4年6月）より）

A級事故以外であって、L Pガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① 死者1名以上4名以下のもの、② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの、③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの、④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（※2）と認められるもの」も要件。（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

電力安全小委員会（白井 康之小委員長（京都大学 名誉教授））

今後の主な検討事項

※ワーキング・グループで検討予定の事項を含む

（能登半島地震の対応検証）【自然災害等対策WG】

- 令和6年1月に発生した能登半島地震により発生した停電について、電力会社による停電復旧に向けた検証を行い、今後の災害対応に活かすべく審議。

（バイオマス発電所を受けた制度見直し）【自然災害等対策WG】

- 米子バイオマス発電所（令和5年9月発生）、武豊火力発電所（令和6年1月発生）など、バイオマスを燃料とする火力発電所で事故が相次いでいることを踏まえ、事業者による事故原因究明の状況を聴取し、必要な制度的対応を審議。

（電気保安人材確保）【電気保安制度WG】

- 急速な少子高齢化により、電気主任技術者や電気工事士などの電気保安人材の不足が懸念される中、①効果的・効率的な保安の実現を図る制度、②電気保安人材の育成・確保の取組について審議。

（洋上風力発電の環境アセスメント）【電力安全小委員会】

- 洋上風力発電の環境アセスメントの一部を国が実施するなどの制度変更を含む、再エネ海域利用法改正案が今月閣議決定されたことを踏まえ、今後の具体的な制度運用のあり方について審議。

令和5年度 開催実績

電力安全小委員会：

令和6年 3月28日(予定)

電気設備自然災害等対策WG：令和5年 6月 5日、12月 4日、令和6年 3月21日(予定)

電気保安制度WG：

令和5年10月26日、令和6年 3月19日(予定)

火薬小委員会（緒方 雄二小委員長（国立研究開発法人産業技術総合研究所シニアマネージャー））

主な審議事項

- 火薬類取締法令の見直しについて（アナログ規制の見直しの方向性について）
- 火薬類取締法性能規定化等作業の進捗状況について
- 令和5年における火薬類の事故の発生状況について
- 今後の火薬小委員会の動き（特則検討ワーキンググループと火工品検討ワーキンググループの設置について）

令和5年度 開催実績

- 令和6年 2月27日（第10回火工品検討ワーキンググループ）
※「着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器」及び「高圧直流送電システム（HVDC）内蔵アクチュエータ」の2品目について、火薬類取締法の適用除外とすることについて了承を得た。
- 令和6年 3月15日（第15回）（予定）

製品安全小委員会（三上 喜貴 小委員長（開志専門職大学 副学長兼情報学部長））

主な検討事項

（消費生活用製品の安全確保を巡る環境変化・課題への対応）

- インターネットモールを通じた取引などEC市場の拡大により、法令違反品や重大製品事故が増加しているほか、安全ではない玩具等の子供向け製品が流入しやすい環境に対応すべく、その法的論点等を整理するため、令和5年10～12月に計3回議論。その成果を取りまとめ、製品安全4法の改正案として成案化した旨を報告予定。

（重大製品事故への対応）

- 2023年の重大製品事故の発生状況や、令和5年度に製品安全の確保に向けて取り組んだ内容等を報告し、今後の対応について議論を行う予定。
- マグネットセットや水で膨らむボールを乳幼児が誤飲したことによる事故の発生を受けて、当該製品を、消費生活用製品安全法の特定製品として規制対象とし、技術基準を制定したことを報告する予定。
- 2023年6月に、インターネットモール運営事業者が行う自主的取組として、製品安全誓約が開始。規制当局による安全ではない製品の出品削除要請への対応など、製品安全確保の取組が強化された状況を報告予定。
- 災害時やアウトドア等で使用されるポータブル電源は、国内での市場規模の増加に伴い火災事故が増加しつつあることから、安全基準のあり方について製造・輸入事業者等による検討会を開催し、安全要求事項をとりまとめたことを報告する予定。

令和5年度 開催実績

- 令和5年10月27日（第11回）
- 令和5年11月27日（第12回）
- 令和5年12月18日（第13回）
- 令和6年 2月 7日（中間取りまとめ公表）
- 令和6年 3月18日（第14回）（予定）

(参考) モール等運営事業者との協力体制/製品安全誓約の取組開始

- 経済産業省では、2017年から定期的に連絡会合を開催するなど、インターネットモール運営事業者の間で協力体制を構築。具体的には、経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力、事業者サイトにおける製品安全関係法令の周知などの取組を進めてきた。
- こうした取組を発展させ、**2023年6月**に、安全ではない製品から消費者を守るためのインターネットモール運営事業者が行う自主的取組として製品安全誓約の取組を開始。
- 2023年10～12月には、製品安全誓約3. に基づき、149製品※が出品削除（全削除要請が実行された）

※経産省所管物品

製品安全誓約の内容

1. 規制当局等のウェブサイトから、**リコール製品や安全ではない製品に関する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処**する。
2. 規制当局がリコール製品や安全ではない製品に関する情報を通知し、又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. **規制当局から出品削除要請を受けてから2営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除**する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請にかかる対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 消費者が誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品の出品を直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有することにより、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどの悪質な販売者に対して、適切な措置を講じる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講じる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出及び出品削除を向上するための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

製品安全誓約の署名式（2023年6月29日）



（2023年6月時点での署名事業者）

運営事業者	インターネットモール
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan合同会社	Qoo10
auコマース&ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ、メルカリShops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社 （現 LINEヤフー株式会社）	Yahoo!ショッピング、 ヤフオク!（現 Yahoo!オークション）、PayPayフリマ （現 Yahoo!フリマ）
楽天グループ株式会社	楽天市場、楽天ラクマ

製品安全誓約のKPI

- ① 自らリコール製品等を特定し、2日以内に出品削除した割合
- ② 規制当局から出品削除要請を受け、2日以内に出品削除した割合

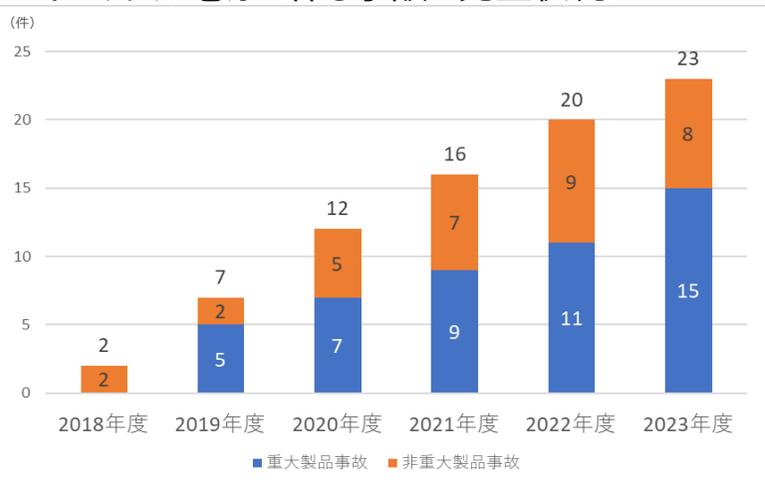
(参考) ポータブル電源※の安全対策

※災害による停電時やキャンプなどアウトドアにおいて、スマートフォン等電子機器の充電等に使用される電気用品

- 災害時やアウトドア等で使用されるポータブル電源について、**事故（火災）件数が増加傾向にある。**
- **ポータブル電源は、現在、電気用品安全法の規制対象外だが、一定の電氣的リスク（火災・感電等）が存在する中、同製品特有の安全性要求事項が存在しないこと等を踏まえ、経済産業省は、令和5年度に安全対策に必要な要求事項の策定に向けた官民参加型の検討会を立ち上げ、製造・輸入事業者等の主体的検討の下、ポータブル電源のリスクシナリオから必要なリスク低減策を考察し、安全対策を盛り込んだ安全性要求事項を取りまとめた（中間取りまとめ）。**
- **今後、経済産業省のHP等において安全性要求事項（中間とりまとめ）を公表するとともに、ポータブル電源の製造・輸入等に携わる関係者による活用を促すため、継続的な働きかけを予定。**
- **また、上記検討会に参加した製造・輸入事業者等は、安全性要求事項は絶えず最新の技術動向を踏まえ更新されるべきものであること等を念頭に、持続可能な検討体制を構築すべく連絡会を設置。**
- **経済産業省としては、事故発生状況や製造・輸入事業者等による自主的な活動状況を注視の上、危害・障害の防止に資する安全対策を推進していく。**



＜ポータブル電源に係る事故の発生状況＞



＜ポータブル電源に係るリスクシナリオ及び対策例＞

リスクシナリオ	対策例
例1： ポータブル電源の出力端子部に充電用ACアダプターを誤接続して通電したところ、内蔵するリチウムイオン蓄電池が過充電となって出火。	例1-1：ポータブル電源の出力部の接続器と充電用ACアダプターの出力コネクタは、互換性がないようにする。
	例1-2：ACアダプターを出力側に接続したとき、危険な状態にならないように過充電保護回路を設ける。
例2： 車での移動中又は車内で保管されていたポータブル電源から出火、製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	車載を意図した振動試験に耐える構造とすることに加え、電池は電池の安全規格に適合したものを使用する。その上で、取扱説明書に、車内に長時間放置しない旨を記載する。

出典：独立法人製品評価技術基盤機構（NITE）が把握した、2018年4月1日～2024年1月31日に発生した製品事故を対象に作成。※消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故に加え、NITEが収集した非重大製品事故を含む。

水素保安小委員会（大谷 英雄小委員長（放送大学特任教授・神奈川学習センター所長））

主な検討事項

（①低炭素水素等の供給・利用拡大に向けた保安の制度整備）

- 今後拡大する水素等の事業実態や事業規模等の将来的な保安規制の在り方を見据えながら、大規模な水素等の利活用を促す安全・安心な環境整備を進めるための課題・施策を議論すべく、令和5年8月に水素保安小委員会を設置。
- 令和5年10月から、総合資源エネルギー調査会 水素・アンモニア政策小委員会／脱炭素燃料政策小委員会と合同会議を開催し、低炭素水素等の供給・利用拡大を促進すべく、必要な環境整備について議論し、令和6年1月29日に中間取りまとめの公表を行った。
- 保安については、大規模な水素等サプライチェーン構築を見据え、水素保安の将来像を踏まえた、必要な保安措置の方向性について議論すべく、取りまとめを行った。
具体的には、主に、高圧ガス保安法に基づいて都道府県等が実施する製造の許可、各種検査については、事業の迅速化を図るために、国が自ら実施すること等について審議を実施。

令和5年度 開催実績

- 令和5年10月 4日（第1回）
- 令和5年10月25日（第2回）
- 令和5年11月14日（第3回）
- 令和5年11月28日（第4回）
- 令和5年12月 6日（第5回）
- 令和6年 1月29日（中間取りまとめ公表）

水素保安の将来像 (事業者によるリスクに応じた柔軟で高度な保安、国際調和、事業規制と一体的な保安規制)

水素保安戦略

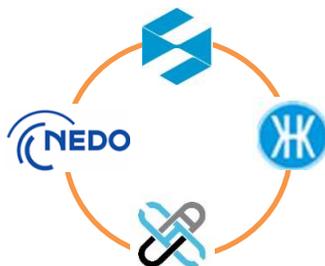
世界最先端の日本の水素技術で、水素社会を実現し、安全・安心な利用環境を社会に提供することを目的に、3つの行動方針と9つの具体的な手段で取り組む官民の行動指針。

- 科学的データの戦略的獲得
- 円滑な実験・実証環境の実現
- 第三者機関の整備・育成
- 地方自治体との連携
- リスクコミュニケーション
- 人材育成
- 国際調和 etc.

業界の規制改革 要望への対応

水素等関連事業者と規制課題について実務ベースで今後の進め方を議論し、方向性をつけていく。

※国に対してJH2A会員企業から約140件の要望あり（10月20日時点）



個別の規制課題 についての対応

NEDOプロジェクト等を活用した個別の規制課題に係る安全基準の合理化・適正化の検討を官民連携して実施。

- 大型液化水素貯槽の離隔距離
- 大型液化水素貯槽の防液堤
- 水電解装置の安全基準の整備
- 低廉な鋼材の基準整備
- 水素パイプラインの基準整備 等

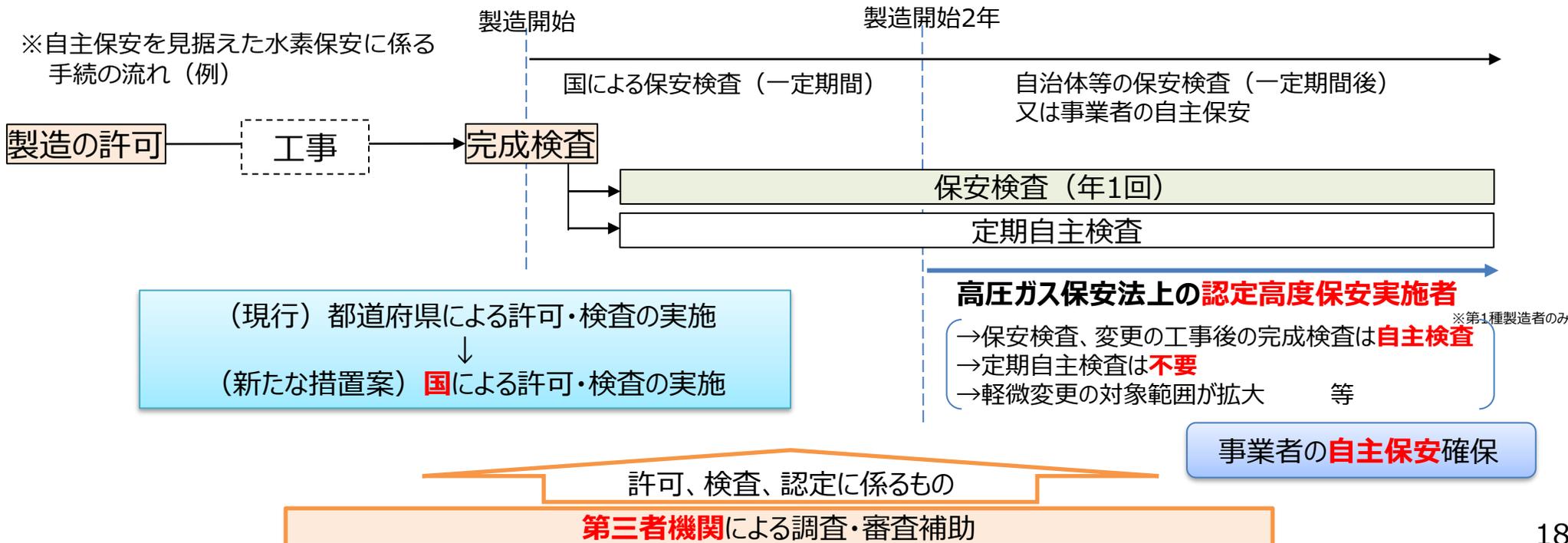
クリーン水素等の 利用拡大における 制度的措置

炭素集約度の低い水素等の供給・利用を拡大し、その事業を円滑に進めるための制度的措置を検討。

また、現行の関係法令（ガス事業法、電気事業法等）における技術基準等において、規制の合理化・適正化を検討。

上記の取組を重ねながら、大規模な低炭素水素等サプライチェーン構築を見据えた、包括的な水素保安体系を構築していく。

- 高圧ガス保安法に基づく製造の許可、各種検査（完成検査・保安検査等）は、国が定める技術基準に基づいて都道府県等が実施している。
- 低炭素水素等の大規模供給・利用については前例のないものであり、国等が科学的なデータ取得を行い、基準等を整備する必要がある。このため、製造の許可・その後の完成検査、製造等の開始から一定の期間の保安検査等について、国が自ら全般的に実施できるようにすることが事業の迅速化にとって有効。その中で、国はより合理的・適正な技術基準の適用を図り、安全を確保することが求められる。
- なお、技術的知見を有する第三者機関の活用も含め、自主保安（事業者によるリスクに応じた柔軟で高度な保安）を追求した保安の在り方を検討する。



産業保安基本制度小委員会（山田 泰広小委員長（九州大学大学院工学研究院教授））

主な検討事項

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたCCS事業環境の整備のため、令和5年9月より「総合資源エネルギー調査会 カーボンマネジメント小委員会」との合同会議を開催し、必要な制度的措置の方向性について、令和6年1月29日に中間取りまとめの公表を行った。
- 合同会議では、CO₂の貯留事業と導管輸送事業における、第三者の差別的取扱いの禁止等の事業規制、技術基準適合義務、工事計画届出等の保安規制を講ずることについて議論し、特に保安規制の観点では、既存の類似事業に対する保安規制を参考としつつ、新たに体系的に保安規制を措置することについて審議を実施。
- 具体的には、
 - ① 貯留事業においては、鉱山におけるCO₂-EOR/EGRとの類似性に鑑みて、鉱山保安法も踏まえつつ、貯留に必要な地上設備の保安の確保や地下の井戸の掘削・CO₂貯留作業における安全等の確保のために必要な措置等の保安規制を整備すること
 - ② 導管輸送事業においては、ガス導管事業との類似性に鑑みて、ガス事業法も踏まえつつ、CO₂の物質的な特性を踏まえた技術基準の設定等の保安規制を整備することについて審議を実施。

令和5年度 開催実績

- 令和5年 9月14日（第10回）
- 令和5年11月 6日（第11回）
- 令和5年11月28日（第12回）
- 令和5年12月 5日（第13回）
- 令和6年 1月29日（中間取りまとめ公表）

(参考) 産業保安基本制度小委員会 中間取りまとめ概要

12月5日 産業保安基本制度小委員会／カーボンマネジメント小委員会合同会議にて中間とりまとめ(案)審議

12月8日～1月9日 中間とりまとめ(案)に関するパブリックコメント

1月29日 中間取りまとめ公表

CCSに係る制度的措置の在り方①

(1) CO₂の安定的な貯留を確保するための措置

- ① 貯留層にCO₂を貯留する権利として「貯留権」を、CO₂を適切に貯留できるか否かを確認するために掘削する権利として「試掘権」を創設し、経産大臣の許可制とする。
- ② 最も適切に貯留事業を行うことができる者を選定するため、鉱業法における特定鉱物（石油・天然ガス等）の開発の例に倣い、先願制ではなく公募制とする。
- ③ 貯留権・試掘権をみなし物権とすることで、妨害排除等を可能とする。
- ④ 鉱業法の例に倣い、貯留事業に起因した事故等が発生した場合の賠償責任は、被害者救済の観点から、事業者の故意・過失によらない賠償責任（無過失責任）とする。

(2) 貯留事業者に対する規制

- ① 貯留事業の具体的な実施計画については経産大臣の認可制とする。
- ② CO₂が想定通りに貯留できていることや、漏洩していないかを確認するため、モニタリング義務を課す。
- ③ 正当な理由なく、CO₂排出者からの貯留依頼を拒むことの禁止、特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、「料金その他の条件」の届出義務を課す。
- ④ 技術基準適合義務、工事計画届出等の保安規制を整備する。

(参考) 産業保安基本制度小委員会 中間取りまとめ概要

CCSに係る制度的措置の在り方②

(3) 管理業務等のJOGMECへの移管

- ① 貯留事業への積極的な参入を促進するため、貯留事業終了後、CO2の挙動が安定しているなど、一定の要件を満たした場合には、貯留場における管理業務等をJOGMECに移管することを認める。
- ② 貯留事業終了後、事業者が行う管理業務等に必要な資金の確保を義務付ける。
- ③ JOGMECが行う管理業務等に必要な資金を確保するため、JOGMECに基金を設けた上で、貯留事業者に対して必要な金銭を拠出することを義務付ける。

(4) 導管輸送事業者に対する規制

- ① 正当な理由なく、CO2排出者からの輸送依頼を拒むことの禁止、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、「料金その他の条件」の届出義務を課す。
- ② 技術基準適合義務、工事計画届出等の保安規制を整備する。

<以下参考>

高压ガス小委員会 委員名簿（案）

○…小委員長
令和6年3月21日時点（予定）（敬称略・五十音順）

- 辻 裕一 東京電機大学工学部教授
- 荒木 稚子 東京工業大学工学院教授
- 伊藤 知佳子 一般社団法人全国高压ガス容器検査協会理事
- 鎌田 伊津子 消費生活相談員
- 熊崎 美枝子 国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
- 倉貫 浩一 読売新聞東京本社 論説委員
- 近藤 賢二 特別民間法人高压ガス保安協会会長
- 寺下 明文 神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長
- 日吉 玲子 科学警察研究所法科学第二部爆発研究室長
- 吉川 暢宏 国立大学法人東京大学生産技術研究所教授

ガス安全小委員会 委員名簿

○…小委員長
令和6年3月11日時点 (敬称略・五十音順)

- 澁谷 忠弘 国立大学法人横浜国立大学 教授
- 入江 さやか 学校法人松商学園松本大学地域防災科学研究所 教授
- 植田 利久 学校法人帝京大学 先端総合研究機構 教授
- 川島 裕子 主婦連合会 常任幹事
- 倉田 あゆ子 学校法人日本女子大学家政学部家政経済学科 准教授
- 鳥海 吉弘 学校法人東京電機大学理工学部 教授
- 久本 晃一郎 特別民間法人高压ガス保安協会 理事
- 堀 宗朗 国立研究開発法人海洋研究開発機構 付加価値情報創生部門 部門長
- 松田 明彦 一般財団法人日本ガス機器検査協会 専務理事
- 吉川 知恵子 吉川知恵子綜合法律事務所 弁護士

液化石油ガス小委員会 委員名簿（案）

○…小委員長
令和6年3月19日時点（予定）（敬称略・五十音順）

- 大谷 英雄 放送大学特任教授・神奈川学習センター 所長
- 浅野 幸子 学校法人早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員
- 笠井 尚哉 国立大学法人横浜国立大学大学院環境情報研究院 准教授
- 倉田 あゆ子 学校法人日本女子大学家政学部 准教授
- 近藤 賢二 特別民間法人高压ガス保安協会 会長
- 齋藤 利弥 全国女性団体連絡協議会 事務局
- 坂田 亜弥 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員
- 堀口 逸子 慶應義塾大学医学部非常勤講師
- 山崎 剛 茨城県防災・危機管理部長
- 吉川 知恵子 吉川知恵子綜合法律事務所 弁護士

電力安全小委員会 委員名簿（案）

○…小委員長
令和6年3月28日時点（予定）（敬称略・五十音順）

- 白井 康之 京都大学名誉教授
- 赤松 友成 笹川平和財団海洋政策研究部部長兼上席研究員
- 阿部 聖哉 電力中央研究所副研究参事
- 大関 崇 国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター
太陽光システムチーム研究チーム長
- 柿本 章子 主婦連合会副会長
- 倉貫 浩一 株式会社読売新聞編集委員
- 坂本 織江 上智大学理工学部機能創造理工学科准教授
- 曾我 美紀子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 西川 省吾 日本大学理工学部電気工学科教授
- 原 郁子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
- 安田 陽 京都大学大学院経済学研究科再生可能エネルギー経済学講座特任教授
- 渡辺 研司 名古屋工業大学大学院工学研究科社会工学専攻教授
- 渡邊 信公 職業能力開発総合大学校名誉教授

火薬小委員会 委員名簿（案）

○…小委員長
令和6年3月15日時点（予定）（敬称略・五十音順）

- 緒方 雄二 産業技術総合研究所エネルギー・環境領域シニアマネージャー
- 岩田 雄策 消防庁消防大学校消防研究センター危険性物質研究室長
- 大貫 涼子 消費生活アドバイザー
- 川崎 勝樹 公益社団法人全国火薬類保安協会専務理事
- 熊崎 美枝子 横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授
- 鈴木 佐夜香 東京工業大学工学院機械系准教授
- 高橋 賢一 日本大学理工学部航空宇宙工学科教授
- 高橋 裕子 一般財団法人消費科学センター企画運営委員
- 岳川 有紀子 こどもサイエンスプランニング代表
- 日吉 玲子 科学警察研究所法科学第二部爆発研究室長
- 寺下 明文 神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安課長
- 茂木 源人 東京大学大学院工学系研究科教授
- 山内 浩行 公益社団法人日本煙火協会会長
- 山田 元宏 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会副会長
- 渡邊 昇 東京都環境局環境改善部環境保安課長

製品安全小委員会 委員名簿（案）

○…小委員長
令和6年3月18日時点（予定）（敬称略・五十音順）

- 三上 喜貴 開志専門職大学 副学長兼情報学部長
- 神山 久美 山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
- 釘宮 悦子 消費生活アドバイザー
- 熊田 亜紀子 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 倉貫 浩一 読売新聞東京本社 論説委員
- 坂本 有芳 鳴門教育大学大学院 学校教育研究科 教授
- 西田 佳史 東京工業大学工学院機械系 教授
- 野々内 さとみ 全国女性団体連絡協議会 理事
- 藤野 珠枝 主婦連合会 住宅部
- 古田 英雄 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
- 安好 寿也 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
- 山内 洋嗣 森・濱田松本法律事務所 弁護士
- 遊間 和子 株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

水素保安小委員会 委員名簿

○…小委員長
令和5年12月6日時点 (敬称略・五十音順)

- 大谷 英雄 放送大学特任教授・神奈川学習センター所長
- 佐々木 一成 九州大学 副学長・主幹教授 (水素エネルギー国際研究センター長)
- 曾我 美紀子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
- 竹内 純子 国際環境経済研究所 理事
- 辻 佳子 東京大学 環境安全研究センター センター長・教授
- 寺下 明文 神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長
- 原田 文代 日本政策投資銀行 常務執行役員
- 久本 晃一郎 特別民間法人高圧ガス保安協会 理事
- 村上 千里 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事
- 吉川 暢宏 東京大学 生産技術研究所 教授

産業保安基本制度小委員会 委員名簿

○…小委員長
令和5年12月5日時点（敬称略・五十音順）

- 山田 泰広 九州大学大学院工学研究院 教授
- 大島 正子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会委員
- 笹木 圭子 九州大学大学院工学研究院 教授
- 澁谷 忠弘 横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
- 島 美穂子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- チヴァース 陽子 株式会社三井住友フィナンシャルグループ サステナブルソリューション部 上席調査役
- 千代延 俊 秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
- 辻 健 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 寺下 明文 神奈川県くらし安全防災局防災部 工業保安担当課長
- 原田 文代 株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
- 久本 晃一郎 特別民間法人高压ガス保安協会 理事
- 古井 健二 早稲田大学創造理工学部環境資源工学科 教授